(春日部市こども医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 第1条 春日部市こども医療費の助成に関する条例(平成17年条例第96号)の一部を次のように改正する。
 - (1) 次の表中、改正後の欄の号(以下「改正後の号」という。) に対応する改正前の欄の 号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
 - (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(対象者)	(対象者)
第3条	第3条
(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6	(4) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)</u> に規
条の2第8項に規定する小規模住居型児童養	定する里親に委託されている者
<u>育事業を行う者又は同法第6条の3</u> に規定す	
る里親に委託されている者	
(5) 学校教育法に基づく就学義務の猶予に係	
る学齢児童のうち、病弱、発育不完全及びそ	
れに準ずる状態を除く事由のため就学困難と	
市長が認めた者	

(春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

改正後

- 第2条 春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成17年条例第98号)の 一部を次のように改正する。
 - (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前

(定義)	(定義)
第2条	第2条
3 この条例において「養育者」とは、次に掲げ	3 この条例において「養育者」とは、次に掲げ
る児童と同居して、これを監護し、かつ、その	る児童と同居して、これを監護し、かつ、その
生計を維持する者であって、 父母、児童福祉法	生計を維持する者であって、 父母及び児童福祉
(昭和22年法律第164号)第6条の2第8項に規	法(昭和22年法律第164号) 第6条の3に規定す
定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び	る里親以外の者をいう。
<u>同法</u> 第6条の3に規定する里親以外の者をい	
う。	
(対象者)	(対象者)
第3条	第3条

2

4) <u>児童福祉法に基づく小規模住居型児童養</u> 育事業を行う者又は里親に委託されている者 (4) <u>児童福祉法に規定する</u>里親に委託されて いる者

(春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正)

- 第3条 春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成17年条例第107号)の 一部を次のように改正する。
 - (1) 次の表中、改正後の欄の号(以下「改正後の号」という。) に対応する改正前の欄の 号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
 - (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条	第2条
(3) <u>65歳以上75歳未満</u> の者であって、高齢者	(3) <u>65歳以上</u> の者であって、高齢者の医療の
の医療の確保に関する法律施行令(平成19年	確保に関する法律施行令(平成19年政令 第318
政令 第318号。以下「令」という。)別表で定	<u>号</u>) 別表で定める程度の障害の状態にある旨
める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期	の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を <u>受</u>
高齢者医療広域連合の認定を <u>受けている</u> 者	<u>けた</u> 者
(4) 75歳以上の者であって、令別表で定める	
程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受	
けている者	
(対象者)	(対象者)
第3条	第3条
2	2
(3) 児童福祉法第6条の2第8項に規定する	(3) <u>児童福祉法</u> 第6条の3に規定する里親に
小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法	委託されている者
第6条の3に規定する里親に委託されている	
者	

(春日部市国民健康保険条例の一部改正)

- 第4条 春日部市国民健康保険条例(平成17年条例第117号)の一部を次のように改正する。
 - (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(被保険者としない者)	(被保険者としない者)
第4条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規	第4条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規
定に基づき 措置により児童福祉施設に入所し	定に基づき 措置により児童福祉施設に入所し

ている児童又は同法第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の3に規定する</u>里親に委託されている児童であって民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。

ている児童**又は**里親に委託されている児童であって民法(明治29年法律第89号)の規定による 扶養義務者のないものは、被保険者としない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。